工事成績評定書の改正について

市内地元企業積極的活用の促進を図るため、工事成績評定書の改正を行いましたのでお知らせします。

記

1 工事成績評定書の改正の内容について

市内の経済の活性化と雇用の確保の拡大を図るため、市内業者又は準市内業者(以下、市内業者等といいます。)を活用した場合、評定点に最大+2点を加点します。(次の(1)(2)(3)の3項目全てに該当しても加点は+2点までです。)

- (1) 工事資材を市内業者等に発注した場合、又は下請工事を市内業者等に発注した場合、評定点に+1点を加点します。工事資材と下請工事の両方に該当しても+1点のみの加点です。(主要資材発注先届、又は下請負者(委任者)通知書に市内業者等があれば加点。)
- (2) 工事資材の 50%以上を市内業者等に発注した場合、評定点に+2 点を加点します。(主要資材発注先届の総額の 50%以上を市内業者 等に発注。)
- (3) 下請工事の50%以上を市内業者等に発注した場合、評定点に+2 点を加点します。(下請負者(委任者)通知書の総額の50%以上を市 内業者等に発注。)

寝屋川市総務部契約課

TEL: 072-825-2594